○公共工事の前金払及び中間前金払に関する規則

昭和46年7月17日

規則第1号

（趣旨）

第1条　この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払について必要な事項を定めるものとする。

（前払金及び中間前払金の対象工事、割合等）

第2条　村長は、前条に規定する公共工事のうち、請負代金額が1件100万円以上の場合は、当該公共工事の受注者に対し、次に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲において前金払をすることができる。

(1)　土木建築に関する工事に要する経費の10分の4以内

(2)　土木建築に関する調査、設計及び測量に要する経費の10分の3以内

2　村長は、前項の規定により前金払をした工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当する場合は、請負代金額の10分の2以内の割合で中間前金払をすることができるものとする。また、工期及び請負代金額に変更がある場合の次の各号の適用については、第4条に規定する認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金及び中間前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(1)　工期の2分の1を経過していること。

(2)　工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)　既に行われた当該工事の進捗率が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（中間前金払と部分払の選択）

第3条　中間前金払の対象となる工事については、受注者は中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、同一契約での併用はできないものとする。

2　継続費又は債務負担行為（以下、「継続費等」という。）に係る契約については、中間前金払を選択した場合であつても、当該会計年度における出来高予定額に達した場合には、当

該会計年度における支払限度額の範囲内で部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払の認定方法）

第4条　村長は、受注者から中間前払金の支払を受けたい旨の申出があつたときは、中間前金払認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（中間前金払用）（様式第2号）を提出させるものとする。

2　村長は、受注者から中間前金払認定請求諸の提出があつたときは、工事履行報告書等により第2条第2項各号に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（様式第3号）を受注者に交付するものとする。

3　中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日（上北山村の休日を定める条例（平成元年上北山村条例第14号）に規定する村の休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があつた場合は、この限りでない。

（請求の手続）

第5条　前払金又は中間前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下、「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期（継続費等に係る契約については、最終の会計年度以外の年度にあつては、各会計年度末）を保証時期とする同条第5項に規定する保証契約（以下、「保証契約」という。）を締結し、前払金請求書（様式第4号）とともに保証事業会社の交付する保証証書を村長に提出しなければならない。

（前払金の追加又は返還）

第6条　設計図書（設計書、図面、仕様書及び現場説明書並びにこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の変更その他の理由により、請負代金額が著しく増額された場合においては、受注者はその増額後の請負代金額の10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。

2　設計図書の変更その他の理由により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金が減額後の請負代金額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

（保証契約の変更）

第7条　受注者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を

請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を村長に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに村長に寄託しなければならない。

（前金払及び中間前金払の使用等）

第8条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（継続費等に係る契約の特例）

第9条　継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第2条、第6条及び第7条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第2条中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、第3条中「同一契約」とあるのは「当該会計年度」と、第6条中「中間前払金」とあるのは「当該会計年度の中間前払金」と、「受領済みの前払金」とあるのは「受領済みの当該会計年度の前払金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2　前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年3月28日規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成27年規則第6号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附　則（平成29年規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

中間前金払認定請求書

年

上北山村長　　様

住所
受注者
氏名

下記工事について、中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備している
定されたく請求します。

記

工事番号		
工事名		
工事場所		
工期	着工	年　月　日
	完成	年　月　日
請負代金額		円
摘要	工期の２分の１を経過した日　　年　月　日 添付書類　１　工事履行報告書	

注　工期の２分の１を経過した日については、債務負担行為に係る契約では、当
工事実施期間の２分の１を経過した日を記入する。

様式第２号（第４条関係）

工事履行報告書（中間前金払用）

年

上北山村長　　様

住所
受注者
氏名

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工事番号						
工事名						
工事場所						
工期	着工	年　月　日				
	完成	年　月　日				
請負代金額	円					
摘要	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備	
	%	%	%	円		
小計	100.0%					
消費税及び地方消費税額						
合計金額						

注１　構成比は直接工事費に占める各工事費の構成割合を、予定、実施工程は報告
況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除
に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入

様式第３号（第４条関係）

中 間 前 金 払 認 定 書

年

様

上北山村長

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着 工	年 月 日
	完 成	年 月 日
請 負 代 金 額		円
摘 要		

様式第４号（第５条関係）

前　払　金　請　求　書

一金　　円也

但し、下記工事前払金

記

工　事　名

工事番号

工事場所　　吉野郡上北山村大字　　地内

請負代金　　金、　　円

指定銀行

上記のとおり請求します。

平成　　年　　月

受注者　　住　所

氏　名

上北山村長　　殿

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)